

## 特別養護老人ホーム有宝荘運営規程

### (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人長和会が経営する特別養護老人ホーム有宝荘（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある施設利用者に対し、老人福祉法第 15 条に定める老人福祉施設において介護を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第 2 条 事業所の従業者は、施設利用者が要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の介護の提供を行う。

2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

### (事業所の名称等)

第 3 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム 有宝荘
- 二 所在地 長崎県南島原市有家町尾上字土橋 4 0 8 5

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長 1 名  
施設長は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも老人福祉施設における介護の提供に当たるものとする。また、施設長は、介護支援専門員に、施設利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた施設サービス計画を作成させ、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- 二 生活相談員 1 名以上  
生活相談員は、老人福祉施設における施設介護計画に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し相談援助等を行う。
- 三 看護職員 3 名以上  
看護職員は利用者の健康状態を把握し、健康保持並びに保健衛生のために必要な措置を講じる。
- 四 介護職員 32 名以上  
介護職員は、老人福祉施設においてのサービス提供に当たる。
- 五 機能訓練指導員 1 名以上  
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため訓練を行う。
- 六 介護支援専門員 1 名以上  
介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、施設サービス計画を作成する。

- 七 事務員 2名以上  
事務員は、事業所の経理事務を行う。
- 八 管理栄養士 1名以上  
栄養士 1名以上  
栄養士は、個々の利用者の栄養状態・健康状態に着目した栄養ケアマネジメントを行い、その者の自立支援に配慮する。
- 九 調理員 4名以上  
調理員は、利用者の栄養並びに身体の状態を考慮し、その者の自立支援に配慮する。
- 十 医師 1名（非常勤）  
医師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

（利用人員）

第 5 条 事業所の利用定員は 85 人とし、居室数は 31 部屋とする。

（老人福祉施設における介護の内容及び利用料その他の費用額）

第 6 条 老人福祉施設における介護の内容は次のとおりとし、事業所が利用者に介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、事業所が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。（厚生大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見えやすい場所に掲示する。）

- 一 入浴
- 二 排泄
- 三 食事
- 四 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
- 五 機能回復訓練
- 六 健康チェック

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

（1）食 費 1日あたり 1,545 円

ただし、負担限度額認定を受けている場合は、認定書に記載してある限度額とする。

（2）住居費

多 床 室 1日あたり 915 円

ただし、負担限度額認定を受けている場合は、認定書に記載してある限度額とする。

従来型個室 1日あたり 1,231 円

ただし、負担限度額認定を受けている場合は、認定書に記載してある限度額とする。

また、下記に該当する利用者は多床室と同額とする。

①従来型個室に平成 17 年 10 月 1 日以前より入居しており、特別な室料を支払っていない方。

②感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期

間（３０日以内）個室への入居が必要な場合。

③著しい精神病等により、多床室（相部屋）では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である者。

（３）前各号に掲げるもののほか、老人福祉施設における介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

３ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービスに当たっての留意事項）

第 ７条 利用者は、事業所において介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 努めて健康に留意すること。
- 二 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 三 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- 四 その他管理者が定めたこと。

（緊急時における対応方法）

第 ８条 従業者は、事業所において介護の実施中に、利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じたときには、速やかに嘱託医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

２ 利用者に対し老人福祉施設において介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、加入の損害保険会社に速やかに報告し手続きを行う。

（非常災害対策）

第 ９条 事業所は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、毎月定期的に避難、救出訓練を行う。

（個人情報の保護）

第 １０条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２ 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 １１条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第12条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年12回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人長和会と事業所の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

|      |       |     |    |
|------|-------|-----|----|
| 施行   | 平成12年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成16年 | 10月 | 1日 |
| 一部変更 | 平成17年 | 10月 | 1日 |
| 一部変更 | 平成18年 | 3月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成18年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成19年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成20年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成21年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成22年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成23年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成24年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成25年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成26年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成27年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成27年 | 8月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成28年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成29年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成30年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 平成31年 | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 令和1年  | 10月 | 1日 |
| 一部変更 | 令和3年  | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 令和3年  | 8月  | 1日 |
| 一部変更 | 令和4年  | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 令和5年  | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 令和6年  | 4月  | 1日 |
| 一部変更 | 令和6年  | 8月  | 1日 |
| 一部変更 | 令和8年  | 8月  | 1日 |

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 事業所又は施設名   | 社会福祉法人長和会特別養護老人ホーム有宝荘 |
| 申請するサービス種類 | 介護老人福祉施設              |

### 1 利用者からの相談又は苦情等に関する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- ① 事業所内に苦情・相談専用の窓口を設置するとともに、また、相談に訪問した利用者及びその家族のプライバシーと秘密の保持のため、苦情・相談専用室を設ける。
- ② 苦情・相談の窓口担当者を選任し、当該担当者が苦情・相談に当たる。なお、窓口での解決が困難な場合は、下記事項2の体制及び手順で苦情・相談の解決に当たる。
- ③ 苦情・相談窓口（連絡先）  
南島原市有家町尾上4085番地  
社会福祉法人長和会特別養護老人ホーム有宝荘  
（特別養護老人ホーム有宝荘内）  
電話 0957-82-8300

### 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

サービス利用者から苦情・相談の申し立てがあった場合、次の体制並びに手順で処理する。

- ① 始めに、苦情・相談窓口の担当者が、利用者及びその家族からの苦情・相談を受け、その内容を充分聴き、内容を確認したうえで、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。
- ② 窓口担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。
- ③ 当該事業所内で解決が困難な場合は、あらかじめ事業者が選任した第三者（調停委員等）の立ち会いのもと、当該利用者との話し合いを行い解決する。
- ④ ③での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に長崎県運営適正化委員会または、長崎県国民健康保険団体連合会への申し立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとする。

関係市町村並びに他の保健・医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 事業所又は施設名 | 社会福祉法人長和会特別養護老人ホーム有宝荘 |
|----------|-----------------------|

1 関係市町村等との連携

社会福祉法人長和会特別養護老人ホーム有宝荘は事業の運営にあたっては、次のとおり連携に努める。

- ① 南島原市及び隣接市町村との連携に努める。
- ② 各地域包括支援センターとの連携に努める。

次の内容について連携に努める。

- ① 保健・医療・福祉サービス事業者の情報収集
- ② ケアプラン作成、調整、家族説明等の課題連携
- ③ サービス提供等についての苦情処理等の連携
- ④ 各居宅介護支援事業者の調整のための連携
- ⑤ その他介護支援のための課題についての連携

2 保健・医療・福祉サービス提供主体との連携

- ① 有家町及び隣接市町村に所在地のある保健医療。福祉サービス提供主体の事業者との連携及びサービスの向上のため連絡会議を年1回以上開催する。
- ② 各サービス単位については、専門者会議で問題がある場合にはサービス提供主体者と連携し調整に当たる。
- ③ 南島原市及び隣接市町村に所在地のある医師会、総合病院、保健所、健康センター、社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、市町村の関係団体等との介護保険事業についての連携強化を図る。
- ④ 各居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設との連携に努める。